

第1 審査会の結論

徳島県公営企業管理者の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年4月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県公営企業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、「県が管理する（辰巳工業団地）との港ワシ及び、県有地との防波堤嵩上げ工事に関する全ての書類（協議、伺い及び成果書含む）県土整備部阿南・企業局」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年4月24日、実施機関は、本件請求に対して「実施機関は、当該公文書を作成しておらず、文書が存在しない。」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年4月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成31年2月1日（同月4日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

改ざん行為を確認した為。

2 審査請求の理由

あるべき書類（企業局は管理者である）許可者である。

第4 実施機関の説明要旨

(1) 審査請求人が公開を求めている公文書について

審査請求人が公開を求めている「県が管理する（辰巳工業団地）との港ワン及び県有地との防波堤嵩上げ工事に関する全ての書類（協議、伺い及び成果書含む）」は、徳島県企業局が作成した書類ではない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求において「あるべき書類（企業局は管理者である）許可者である。」と主張している。

(3) 実施機関の主張について

審査請求人の、あるべき書類（企業局は管理者である）許可者である。改ざん行為を確認したとの主張は認められない。

審査請求人の主張は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以降の防波堤嵩上げ工事に関するものと思料されるが、徳島県企業局は、辰巳工業団地を造成後、平成10年3月末に、道路、堤防等の公共施設の各施設管理者への移管を完了し、徳島県企業局は辰巳工業団地の管理者ではなくなった。

よって、その後の公共施設管理者による防波堤の嵩上げ工事に企業局は関与しておらず、当該工事に関する書類は作成していない。

よって、審査請求人の主張する、あるべき書類には該当せず、徳島県企業局の改ざん行為はない。

(4) 結論

以上のことから、実施機関は本件書類を作成しておらず、条例第7条第2号に該当することから、条例第12条第3項に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成31年2月4日	諮問
令和6年4月24日 第2部会（第10回）	審議
同 年5月27日 第2部会（第11回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 当該公文書について

実施機関は当該公文書を作成しておらず、文書が不存在であると主張しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 当該公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、辰巳工業団地は造成完了に伴い、平成9年度末までに道路、堤防等の公共施設を現在の管理者へ移管しているとのことである。

辰巳工業団地沿岸部については、一級河川である那賀川及び桑野川（派川那賀川）は国土交通大臣が河川管理者であり（河川法（昭和39年法律第167号）第9条第1項）、海岸は徳島県知事が海岸管理者である（海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第1項）ことから、移管が終了している場合、土地造成後に行われる嵩上げ工事を実施機関が行う理由はない。

直近における堤防の嵩上げ工事を確認したところ、国土交通省において平成23年から那賀川堤防の嵩上げなどが行われており（「平成23年度四国地方整備局関係3次補正予算の概要 県別の主要事業」国土交通省四国地方整備局）、徳島県において平成28年から富岡港海岸の辰巳地区の港湾海岸保全施設整備事業が施行されている（「徳島県国土強靱化地域計画」徳島県）。このことから、少なくとも本件請求があった時点においては、辰巳工業団地における堤防の事務は各管理者へ移管されているものと認められる。また、実施機関において移管した事務に関して、移管前に作成した書類を保存しておくような行為を求める規定は確認できない。

以上を踏まえると、当該公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長

梶本 久実	税理士	
-------	-----	--